

## 佐賀県規則第31号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p data-bbox="241 419 831 451"><u>（私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託）</u></p> <p data-bbox="199 464 1104 699"><b>第50条</b> 知事は、<u>収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるときは、使用料及び手数料並びにこれらに係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金並びにこれらに係る遅延損害金（以下この条において「使用料等」という。）について私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</u></p> <p data-bbox="199 715 1104 826">2 知事は、<u>収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるときは、次に掲げる基準に適合すると認める者に地方税の収納の事務を委託することができる。</u></p> <p data-bbox="230 842 1021 874">(1) <u>受託事務を遂行するに足りる財産的基礎を有すること。</u></p> <p data-bbox="230 890 1104 1042">(2) <u>収納金に係る事項を帳簿（電子計算機を利用して作成するものを含む。）に正確に記録して県に遅滞なく報告し、及び収納金を遅滞なく県に納入することができる技術的な基礎を有すること。</u></p> <p data-bbox="199 1058 1104 1329">3 第42条、第45条及び第46条の規定は、<u>第1項の規定により徴収の事務の委託を受けた者（以下「徴収受託者」という。）が使用料等を収入しようとする場合に準用する。</u>この場合において、「収支等命令者」とあるのは「徴収受託者」と、「調定（受入）決議書」とあるのは「調定書（受託者用）」と読み替えるものとする。ただし、知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> | <p data-bbox="1169 419 1469 451"><u>（指定公金事務取扱者）</u></p> <p data-bbox="1135 464 2033 699"><b>第50条</b> 知事は、<u>法第243条の2第1項の規定により、同条第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）を指定し、委託を行おうとする場合は、その内容について、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。</u>同条第3項の規定により変更の届出がある場合及び法第243条の2の3第1項の規定により指定を取り消す場合も同様とする。</p> <p data-bbox="1135 715 2033 826">2 <u>法第243条の2の5第1項の収納に関する事務を委託できる歳入等（以下この条において「歳入等」という。）は、知事が別に定める。</u></p> <p data-bbox="1135 1058 2033 1369">3 第42条、第45条及び第46条の規定は、<u>第1項の規定により指定を受け、徴収の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者（以下「徴収受託者」という。）が法第243条の2の4第1項に規定する歳入（以下この条において「歳入」という。）を収入しようとする場合に準用する。</u>この場合において、「収支等命令者」とあるのは「徴収受託者」と、「調定（受入）決議書」とあるのは「調定書（受託者用）」と読み替えるものとする。ただし、知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>4 略</p> <p>5 第47条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定により<u>徴収又は収納の事務の委託を受けた者</u>（以下「<u>受託者</u>」という。）が<u>使用料等</u>を収納する場合に準用する。この場合において、「<u>会計管理者、出納員及び経理員</u>」及び「<u>会計管理者又は委任出納員</u>」とあるのは「<u>受託者</u>」と、「<u>現金領収日付印</u>」とあるのは「<u>収納事務受託者領収日付印</u>（知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、当該契約で定めた日付印）」と、「<u>払込通知書兼領収証書</u>」とあるのは「<u>現金払込領収証書</u>」と、「<u>払込書</u>」とあるのは「<u>現金払込書</u>」と、「<u>払込領収済通知書</u>」とあるのは「<u>現金払込領収済通知書</u>」と、「。次項」とあるのは「（知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをしたときは、当該契約で定めた日時）。次項」と、「<u>高等学校その他の県立学校において授業料を収納したときは、納入書及び納入領収済通知書に代えて、現金払込領収済通知書を添えなければならない</u>」とあるのは「<u>受託者が、納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付したときは、払込みに際して、現金払込書並びに納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書を添えることを要しない</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>受託者は、第2項及び前項の規定により使用料等を徴収し、又は収納したときは、翌月の5日までに、収入計算書を会計管理者に提出しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</u></p> | <p>い。</p> <p>4 略</p> <p>5 第47条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定により<u>指定を受け、収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者</u>（以下「<u>収納受託者</u>」という。）が第2項に規定する<u>歳入等</u>を収納する場合に準用する。この場合において、「<u>会計管理者、出納員及び経理員</u>」及び「<u>会計管理者又は委任出納員</u>」とあるのは「<u>収納受託者</u>」と、「<u>現金領収日付印</u>」とあるのは「<u>収納事務受託者領収日付印</u>（知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、当該契約で定めた日付印）」と、「<u>払込通知書兼領収証書</u>」とあるのは「<u>現金払込領収証書</u>」と、「<u>払込書</u>」とあるのは「<u>現金払込書</u>」と、「<u>払込領収済通知書</u>」とあるのは「<u>現金払込領収済通知書</u>」と、「。次項」とあるのは「（知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをしたときは、当該契約で定めた日時）。次項」と、「<u>高等学校その他の県立学校において授業料を収納したときは、納入書及び納入領収済通知書に代えて、現金払込領収済通知書を添えなければならない</u>」とあるのは「<u>収納受託者が、納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付したときは、払込みに際して、現金払込書並びに納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書を添えることを要しない</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>徴収受託者又は収納受託者は、徴収受託者にあつては第3項の規定により歳入を徴収したとき、収納受託者にあつては前項の規定により歳入等を収納したときは、翌月の5日までに、収入計算書を会計管理者に提出しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをした場合は、この限り</u></p> |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>7 <u>受託者は、収納の都度、現金出納簿に記入し、これを関係書類とともに5年間保存しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 知事は、第1項の規定により徴収又は収納の事務を委託した場合は、<u>受託者に佐賀県歳入委託証明書を交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>受託者は、前項の規定により交付された佐賀県歳入委託証明書について、毎年度当初に検証を受けるとともに、<u>使用料等の徴収又は収納をするときは、これを携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></u></p> <p>10 <u>第5項から前項までの規定は、第2項の規定により収納の事務の委託を受ける者（以下「<u>地方税収納受託者</u>」という。）が地方税を収納する場合について準用する。この場合において、「<u>受託者</u>」とあるのは「<u>地方税収納受託者</u>」と、「<u>使用料等</u>」とあるのは「<u>地方税</u>」と、「<u>徴収し、又は収納したとき</u>」とあるのは「<u>収納したとき</u>」と、「<u>徴収又は収納</u>」とあるのは「<u>収納</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（<u>私人への支出事務の委託</u>）</p> <p><b>第83条</b> <u>第74条、第75条及び第76条の規定は、私人に必要な資金を交付して支出の事務を委託する場合に準用する。</u></p> | <p>でない。</p> <p>7 <u>収納受託者は、収納の都度、現金出納簿に記入し、これを関係書類とともに5年間保存しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 知事は、第1項の規定により<u>指定公金事務取扱者を指定し、徴収又は収納の事務を委託した場合は、徴収受託者又は収納受託者に佐賀県歳入委託証明書を交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>徴収受託者又は収納受託者は、前項の規定により交付された佐賀県歳入委託証明書について、毎年度当初に検証を受けるとともに、<u>徴収受託者にあつては歳入を徴収するとき、収納受託者にあつては歳入等を収納するとき、これを携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></u></p> <p>（<u>指定公金事務取扱者への支出事務の委託</u>）</p> <p><b>第83条</b> <u>第74条から第76条までの規定は、<u>指定公金事務取扱者</u>に必要な資金を交付して支出の事務を委託する場合に準用する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、<u>事務の委託を受けた者は、当該資金に係る経費の支払事務を完了したときは、その支出の結果を、知事を</u></u></p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(準用)</p> <p><b>第116条</b> 第104条(第1項第7号を除く。)の規定は、前条第1項に規定する契約保証金についてこれを準用する。この場合において、「競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「銀行又は確実と認められる金融機関の保証」とあるのは「銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社の保証」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、「当該保証をした銀行又は確実と認められる金融機関との間」とあるのは「当該保証をした銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社との間」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(検査及び検査の範囲)</p> <p><b>第183条</b> 略</p> <p>2 会計管理者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項について定期又は臨時に検査を行うものとする。</p> <p>(1) <u>受託者</u> 委託に係る歳入の徴収又は収納の事務</p> <p>(2) <u>第83条の規定により委託を受けた者</u> 委託に係る歳出の支出事務</p> <p>(3) 略</p> <p>(検査の通知)</p> <p><b>第186条</b> 略</p> | <p><u>經由して会計管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第116条</b> 第104条(第1項第7号を除く。)の規定は、前条第1項に規定する契約保証金についてこれを準用する。この場合において、「競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「銀行又は確実と認められる金融機関の保証」とあるのは「銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社の保証」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、「<u>当該保証を証する書面</u>」とあるのは「<u>当該保証を証する書面(保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を出力した書面を含む。)</u>」と、「当該保証をした銀行又は確実と認められる金融機関との間」とあるのは「当該保証をした銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社との間」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(検査及び検査の範囲)</p> <p><b>第183条</b> 略</p> <p>2 会計管理者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項について定期又は臨時に検査を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定公金事務取扱者</u> 委託に係る歳入の徴収若しくは歳入等の<u>収納又は支出</u>の事務</p> <p>(2) 略</p> <p>(検査の通知)</p> <p><b>第186条</b> 略</p> |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>2 前項の提出書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる書類及び検査員が必要と認めるその他の書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>受託者</u> 出納計算書</p> <p>(3) <u>第83条の規定により委託を受けた者</u> 出納計算書<br/>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p><b>第201条</b> 法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>2 前項の提出書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる書類及び検査員が必要と認めるその他の書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定公金事務取扱者</u> 出納計算書<br/>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p><b>第201条</b> 法第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

別表第1の10の項中

|  |   |   |  |  |    |
|--|---|---|--|--|----|
| <p>(1) 用途、品名、規格、数量、単価及び金額</p> <p>(2) 1件の金額が100万円以下のものは、検査済日付印の押印</p> | <p>1件の金額が100万円を超えるものは、監督・検査・確認結果報告書</p> | を | <p>(1) 用途、品名、規格、数量、単価及び金額</p> <p>(2) 1件の金額が100万円以下のもの、「監督・検査・確認結果報告書」を添付しないものは、検査済日付印の押印</p> | <p>監督・検査・確認結果報告書(ただし、1件の金額が100万円以下のもの、請求書に検査済日付印を押印するものを除く。)</p> | に、 |
|--|---|---|--|--|----|

別表第1の11の項中

|            |                        |   |            |    |
|------------|------------------------|---|------------|----|
| <p>保険料</p> | <p>火災保険料及び自動車損害保険料</p> | を | <p>保険料</p> | に、 |
|------------|------------------------|---|------------|----|

|                      |  |      |      |         |          |         |       |  |  |      |              |
|----------------------|--|------|------|---------|----------|---------|-------|--|--|------|--------------|
| 総価額の定めのない長期継続契約による通信 |  | 全額   | 全額   | 100万円未満 | 請求のあったとき | 請求のあった額 | 支出整理票 |  |  | 全額※3 | 目的、数量、単価及び金額 |
|                      |  | (全額) | (全額) |         |          |         |       |  |  |      |              |

を

|                            |  |      |      |         |          |         |       |  |  |      |   |
|----------------------------|--|------|------|---------|----------|---------|-------|--|--|------|---|
| 総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの |  | 全額   | 全額   | 100万円未満 | 請求のあったとき | 請求のあった額 | 支出整理票 |  |  | 全額※3 | (1)目的、数量、単価及び金額<br>(2)検査済日付印の押印(通信料金を除く。) |
|                            |  | (全額) | (全額) |         |          |         |       |  |  |      |   |

に

|         |           |      |      |      |         |                         |                   |             |  |  |                   |                                 |
|---------|-----------|------|------|------|---------|-------------------------|-------------------|-------------|--|--|-------------------|---------------------------------|
| 上記以外の費用 | 単価契約によるもの |      | 全額   | 全額   | 100万円未満 | 請求のあったとき                | 請求のあった額           | 支出整理票       |  |  | 全額※3              | (1)目的、数量、単価及び金額<br>(2)検査済日付印の押印 |
|         |           |      | (全額) | (全額) |         |                         |                   |             |  |  |                   |                                 |
|         | 上記以外のもの   |      | 全額   | 全額   | 100万円未満 | 契約締結のとき<br>(請求のあったとき)※1 | 契約金額<br>(請求のあった額) | 契約書、請書又は見積書 |  |  | 1件の金額が100万円を超える経費 | (1)目的、数量、単価及び金額<br>(2)検査済日付印の押印 |
|         |           | (全額) | (全額) |      |         |                         |                   |             |  |  |                   |                                 |

を

|         |  |      |      |         |                         |                   |             |  |  |                   |                                 |
|---------|--|------|------|---------|-------------------------|-------------------|-------------|--|--|-------------------|---------------------------------|
| 上記以外のもの |  | 全額   | 全額   | 100万円未満 | 契約締結のとき<br>(請求のあったとき)※1 | 契約金額<br>(請求のあった額) | 契約書、請書又は見積書 |  |  | 1件の金額が100万円を超える経費 | (1)目的、数量、単価及び金額<br>(2)検査済日付印の押印 |
|         |  | (全額) | (全額) |         |                         |                   |             |  |  |                   |                                 |

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、現にこの規則による改正前の佐賀県財務規則第50条又は第83条の規定による委託を受けている者の公金事務については、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。